

《 麻しん・風しん混合（MR）ワクチン定期予防接種説明書 》

接種の前には、この説明書をよく読んで、予防接種の効果や副反応及び予防接種健康被害救済制度についてよく理解しましょう。気にかかることや分からないことがあれば、予防接種を受ける前に医師とよく相談してください。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。接種当日、体調が悪い場合は接種を延期してください。

1. 乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）ワクチンの効果と特徴

本剤は、麻しん及び風しんの予防に使用する生ワクチンです。生ワクチンは生きて細菌やウイルスの毒性を弱めたもので、これを接種することによってその病気にかかった場合と同じように抵抗力（免疫）ができます。十分な抵抗力（免疫）ができるのに約1か月が必要です。

2. 乾燥弱毒生麻しん風しん混合（MR）ワクチンによる副反応

副反応の主なものは、発熱、発疹です。他の副反応として、接種部位の発赤、腫脹（はれ）、硬結（しこり）などの局所反応、じんましん、リンパ節腫脹、関節痛、熱性けいれんなどがみられます。これまでの麻しんワクチン、風しんワクチンの副反応のデータから、アナフィラキシー（通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応）、血小板減少性紫斑病、脳炎、けいれんなどの副反応が、まれに生じる可能性もあります。

3. 予防接種健康被害救済制度

定期接種によって引き起こされた副反応により、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に給付を受けることができます。泉佐野市に住民登録がある期間に定期接種として接種された人で、給付申請の必要が生じた場合は、泉佐野市こども家庭課（072-463-1212 代表）へご相談ください。

4. 予防接種を受けることができない場合

- 1) 明らかな発熱をしている人
- 2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- 3) 本剤の成分によってアナフィラキシーを起こしたことが明らかな人
- 4) 明らかに免疫機能に異常のある疾患を有する人及び免疫抑制をきたす治療を受けている人
- 5) 上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある人

※他の生ワクチンの接種を受けた人は、27日以上の間隔を置いて本剤を接種すること。ただし、医師が必要と認めた場合には、同時に接種をすることができます。

5. 予防接種を受ける際に注意を要する場合（接種の判断を行う際は、医師とよく相談してください。）

- 1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等で治療をうけている人
- 2) 予防接種の接種後2日以内に発熱がみられた人及び全身性発疹等のアレルギーを疑う異常がみられた人
- 3) 過去にけいれんを起こしたことがある人
- 4) 過去に免疫不全の診断がなされている人及び先天性免疫不全症の近親者がいる人
- 5) 本剤の成分に対してアレルギーがあるといわれたことがある人

※病気の治療、予防などのためガンマグロブリン製剤の注射を受けたことがある場合の接種時期については、かかりつけ医と相談してください。

6. 接種後の注意

- 予防接種を受けた後30分程度は、医療機関で様子を見るか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- 接種後、4週間は副反応の出現に注意しましょう。
- 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすことはやめましょう。
- 接種当日は、はげしい運動は避けましょう。
- 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。